

施行から20年。

いま医療観察法を見なおす。

「本法の問題点は保安処分制度をめぐる論点とほぼ重なっており、推進論からみれば、長年の論争を超えて制度化に漕ぎつけた、という肯定的評価となりましょうが、反対論から見れば、根本的問題が何一つ解決しないまま制度化に走った、という否定的評価とならざるを得ません。（『必携精神医療保健福祉キーワード事典』（合同出版）より引用）」

根本的問題、現在直面する課題をとらえ、これからの方向性を考える。

日時：令和8年9月26日(土) 15:00～17:30

会場：仙台市医師会館 2階ホール

(地下鉄河原町駅北出口より徒歩3分 仙台市若林区舟丁64-12)

参加無料。どなたでもご参加いただけます。

14:30～ 開 場

15:00～16:00 基調講演

医療観察法はどのような法律か

岡崎 伸郎 氏

古川駅前メンタルクリニック(東北メンタルヘルス研究所併設)名誉院長兼名誉所長

(休憩10分)

16:10～17:30 鼎 談

体験者は語る

それぞれの立場からみた医療観察法

●医療観察法体験者 T氏

●岡崎 伸郎 氏

古川駅前メンタルクリニック(東北メンタルヘルス研究所併設)名誉院長兼名誉所長

●原 敬造 氏

医療法人社団原クリニック 院長

医療観察法とは？

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」(同法第1条)を目的とした法律。

日弁連意見書 (抜粋 2026年2月)

「『同様の行為の再発の防止』のために『特別な医療施設』に入院させられた者であるというスティグマを植え付けられる点で、より問題は深刻となる。帰住地調整を図ろうとも、受け入れる地域の病院や施設が受け入れに慎重になり、退院できないという事象が生じている。

「急性期、回復期を経て社会復帰期に至っていても医療観察法自体が持つ要因により退院移行が阻害され、あるいは、治療が症状の悪化を予防するようなものとなり、医療観察法による入院医療をこれ以上継続する意義が乏しくなっても、退院できずに延々と入院が継続して社会復帰できないケースが生じるという現状は、医療観察法の当初の目的と矛盾するものである。」



主 催：NPO法人ハートインみやぎ
共 催：宮精連・当事者のこえ
お問合わせ：仙台市青葉区昭和町2-25HCビル2F
原クリニック内 TEL 090-2271-0125